

国民健康保険係からのお知らせ 学生の方の転居等に関する 届け出のお知らせ

住所を町外に移している 学生は「在学証明書」を!

八雲町国民健康保険には、町内に住所がなければ、原則、加入できません。しかし、修学のために町外に住所を移す(転出する)場合には、特例として町外在学者のための保険証を交付しています。

【申請方法】

①新しく特例を受ける方

特例を受けるには在学証明書の提出が必要です。お早めに在学証明書を取り寄せ、今まで使用していた保険証とともに提出してください。

②既に特例を受けている方

継続して特例を受けるには、毎年4月(新学期)に在学証明書の提出が必要となります。お早めに取り寄せ、必ず手続きをしてください。

③学校を卒業された方、やめられた方

既に特例を受けている方で、学校を卒業された方、やめられた方は、八雲町国民健康保険の資格を喪失する手続き

届け出のお知らせ

が必要で、喪失の手続きがされない、国保税の課税対象から除かれませんので、必ず手続きするようお願いいたします。

手続きの際には、保険証を返還していただきます。忘れずに持参してください。

【手続きに必要なもの】

- ・印鑑
 - ・国民健康保険被保険者証
 - ・在学証明書
 - ・住民票(転出先の住民票)
 - ・マイナンバーカードまたは通知カード(世帯主、特例を受ける方のお二人分)
 - ・来庁者の本人確認書類
- ①運転免許証等の写真付き証明
明・2点
- ②健康保険証等の写真無し証明
明・2点

【申請先】

- ・住民生活課国民健康保険係
- ・熊石総合支所住民サービス課
- ・落部支所

【問い合わせ先】

住民生活課国民健康保険係
☎0137-62-2112

倒産・解雇・雇い止めなどにより 離職し、国民健康保険に加入された 方は保険税が軽減されます

倒産・解雇などによる離職または雇い止めなどにより離職された方については、国民健康保険税が軽減されます。ただし、軽減を受けるためには申請が必要です。必ず手続きをしてください。

【対象となる方】

離職の翌日から翌年度末までの期間において、次により失業等給付を受ける方

- ①雇用保険の特定受給資格者(倒産・解雇などによる離職)
- ②雇用保険の特定理由離職者(雇い止めなどによる離職)

【軽減額】

国民健康保険税は、前年の所得等により算定されます。軽減は、前年の給与所得をその30/100とみなし行います。

【軽減期間】

離職の翌日、翌年度末まで

【手続きに必要な物】

- ・国民健康保険被保険者証
- ・雇用保険受給資格者証
- ・印鑑

【申請先】

- ・住民生活課国民健康保険係
- ・熊石総合支所住民サービス課

・落部支所

【問い合わせ先】

住民生活課国民健康保険係
☎0137-62-2112

臨時福祉給付金 (経済対策分) 申請受付中

【申請書】

支給対象者と思われる方がいる世帯の世帯主宛に、3月3日(金)に送付しています。

【申請方法】

①郵送での申請

返信用封筒にて郵送してください。世帯主および支給対象者全員の本人確認書類の写し、振込先金融機関口座通帳等の写しを必ず同封願います。

②窓口での申請

役場または各支所に提出してください。世帯主および支給対象者全員の本人確認書類、振込先金融機関口座通帳等を窓口で確認させていただきます。

【申請期限】6月6日(火)

◎配偶者からの暴力を理由に避難されている方(DV被害者)は、支給対象となる可能性がります。詳細はお問い合わせください。

◎制度の詳細は、郵送書類または町ホームページに掲載

【問い合わせ先】

住民生活課社会係
☎0137-62-2112

不用品交換コーナー

3月15日時点

ゆずります

これまでの成立件数 **60**件

・かご

ゆずってください

これまでの成立件数 **32**件

- ・プリンター
- ・冷蔵庫
- ・自転車(大人用)5台

【申請方法】企画振興課、熊石総合支所住民サービス課、落部支所にて申請を行ってください。
※町ホームページからも簡易登録申請が可能です。

【問い合わせ先】

企画振興課協働推進係
☎0137-62-2300